

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		化製場準用施設の許可の取消
根拠条例・規則名		化製場等に関する法律
条 項		第 8 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 7 条の規定に基づく使用禁止処分を受けている化製場等の設置者又は管理者に係る化製場等において、法施行条例第 3 条で定める構造設備の基準、法第 5 条の規定に基づく衛生措置に適合するよう改善される見込みのないと判断される場合、化製場等の許可を取り消すことができる。 ・関連する法令の規定 <ul style="list-style-type: none"> 化製場等に関する法律第 5 条 (化製場等の管理者の講ずべき衛生措置) 化製場等に関する法律第 6 条の 2 (都道府県知事の措置命令) 化製場等に関する法律施行条例第 3 条 (化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準) 化製場等に関する
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		